



三重県公報

令和7年4月8日（火）

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
36	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則	(家庭福祉・施設整備課)	2

規 則

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年四月八日

三重県知事 一 民 勝 之

三重県規則第三十六号

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則（平成十一年三重県規則第百十八号）の1部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条、第3条関係）			別表第1（第2条、第3条関係）		
1 建築物			1 建築物		
公共的施設		特定施設	公共的施設		特定施設
1・2 （略）	（略）	（略）	1・2 （略）	（略）	（略）
3 社会福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、 <u>就労継続支援、短期入所（福祉型）又は共同生活援助</u> を行う事業に限る。）の用に供する施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、母子・父子福祉施設、母子健康センター、保健センターその他これらに類するもの	すべてのもの	3 社会福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、母子・父子福祉施設、母子健康センター、保健センターその他これらに類するもの	すべてのもの
4～18 （略）	（略）	（略）	4～18 （略）	（略）	（略）
2～4 （略）			2～4 （略）		
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
第1 建築物に関する整備基準			第1 建築物に関する整備基準		
部分	整備基準		部分	整備基準	
1～4 （略）	（略）		1～4 （略）	（略）	
5 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合においては、次に定める構造及び設備を有する便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第14条第2項の規定により同項の車椅子使用者用便房を便所に設ける場合は、当該すべての便所につい		5 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合においては、次に定める構造及び設備を有する便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。	

	て、次に定める構造及び設備を有すること。 イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間（直径 150 センチメートル以上の円が内接でき、かつ便器の前方に 120 センチメートル以上の距離があるもの）が確保され、かつ、腰掛け便座、手すり（L 字型手すり及び可動式手すりとする。）、洗浄装置、鏡、洗面器、容易に操作できる水栓器具、非常通報装置、施錠装置、ペーパーホルダー等が適切な位置に配置されている便房（以下「<u>車椅子使用者用便房</u>」という。）が設けられていること。ただし、用途面積が 300 平方メートル未満の公共的施設（公衆便所を除く。）においては、車いす使用者が利用できる空間を確保した便房とすることができる。 ロ <u>車椅子使用者用便房</u>の出入口及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、80 センチメートル以上とし、かつ、車いす使用者の通行に支障となる段を設けないこと。 ハ <u>車椅子使用者用便房</u>の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合において、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ニ <u>車椅子使用者用便房</u>のある便所には、その出入口付近に当該便房が設置されていることを適切な方法で表示すること。 ホ <u>車椅子使用者用便房</u>の洗面器は、車いす使用者が利用できる高さ及び下部に空間を確保した構造とすること。 (2)・(3) (略) (4) 便所には、次に定める構造及び設備を有する洗面器を 1 以上設けること。 イ カウンター埋込み式とする又は手すりを設置すること。ただし、<u>車椅子使用者用便房</u>内に設けられた洗面器については、この限りでない。 ロ (略) (5)・(6) (略)	
6 (略)	(略)	
7 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する自動車の駐車場を設ける場合において、1 以	
	て、次に定める構造及び設備を有すること。 イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間（直径 150 センチメートル以上の円が内接でき、かつ便器の前方に 120 センチメートル以上の距離があるもの）が確保され、かつ、腰掛け便座、手すり（L 字型手すり及び可動式手すりとする。）、洗浄装置、鏡、洗面器、容易に操作できる水栓器具、非常通報装置、施錠装置、ペーパーホルダー等が適切な位置に配置されている便房（以下「<u>多機能便房</u>」という。）が設けられていること。ただし、用途面積が 300 平方メートル未満の公共的施設（公衆便所を除く。）においては、車いす使用者が利用できる空間を確保した便房とすることができる。 ロ <u>多機能便房</u>の出入口及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、80 センチメートル以上とし、かつ、車いす使用者の通行に支障となる段を設けないこと。 ハ <u>多機能便房</u>の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合において、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ニ <u>多機能便房</u>のある便所には、その出入口付近に当該便房が設置されていることを適切な方法で表示すること。 ホ <u>多機能便房</u>内の洗面器は、車いす使用者が利用できる高さ及び下部に空間を確保した構造とすること。 (2)・(3) (略) (4) 便所には、次に定める構造及び設備を有する洗面器を 1 以上設けること。 イ カウンター埋込み式とする又は手すりを設置すること。ただし、<u>多機能便房</u>内に設けられた洗面器については、この限りでない。 ロ (略) (5)・(6) (略)	
6 (略)	(略)	
7 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する自動車の駐車場を設ける場合において、1 以	

	上の車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造（用途面積が 2,000 平方メートル未満の公共的施設に自動車の駐車のために供する区画が 30 台未満の駐車場を設ける場合にあっては、次のイからハまでに定める構造）とすること。<u>ただし、令第 18 条第 1 項の規定により同項の車椅子使用者用駐車施設を駐車場に設ける場合は、当該すべての車椅子使用者用駐車施設について次に定める構造とすること。この場合において、次のニからハまでの規定の適用については、「車いす使用者用駐車区画」とあるのは「車椅子使用者用駐車施設」とする。</u> イ～ハ （略） (2) （略）	
8～11 （略）	（略）	
12 観覧席及び客席（以下「観覧席等」という。）	娯楽施設、体育施設及び集会施設に、固定式の観覧席等を設ける場合において、車いす使用者用観覧席等は、席数が 100 席以上 400 席以下のときは 2 席以上の、400 席を超えるときは 2 席に席数 200 席（200 席に満たない場合は、200 席とする。）ごとに 1 席を加えた席数（その席数が 10 席を超える場合は 10 席）以上とし、かつ、次に定める構造で、利用しやすい適切な位置に設けること。<u>ただし、令第 15 条の規定により同条の車椅子使用者用部分を客席に設ける場合は、当該すべての車椅子使用者用部分について、次に定める構造で、利用しやすい適切な位置に設けること。この場合において、次のロ及びハの規定の適用については、「車いす使用者用観覧席等」とあるのは「車椅子使用者用部分」とする。</u> イ 1 席につき、幅 90 センチメートル以上、奥行 135 センチメートル以上とすること。 ロ 周囲より高い位置にある車いす使用者用観覧席等の前面及び側面には、腰壁、手すり等を設けること。 ハ （略）	上の車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造（用途面積が 2,000 平方メートル未満の公共的施設に自動車の駐車のために供する区画が 30 台未満の駐車場を設ける場合にあっては、次のイからハまでに定める構造）とすること。 イ～ハ （略） (2) （略）
13～15 （略）	（略）	
16 案内板	案内板を設ける場合は、次に定める構造とすること。 イ・ロ （略） ハ 車椅子使用者用便房のある便所、エレベーターその他の昇降機、<u>車いす使用者用駐車区画又は令第 18 条第 1 項の車椅子使用者用駐車施設を設ける場合は、その位置を表示すること。</u>	案内板を設ける場合は、次に定める構造とすること。 イ・ロ （略） ハ 多機能便房のある便所、エレベーターその他の昇降機又は車いす使用者用駐車区画を設ける場合は、その位置を表示すること。

	ニ (略)
第2 公共交通機関の施設に関する整備基準	
部分	整備基準
1～7 (略)	(略)
8 便所	便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。 イ・ロ (略) ハ 1の(1)に規定する移動円滑化経路と車椅子使用者用便房が設けられた便所との間の経路における通路のうち1以上は、1の(5)に定める構造とすること。 ニ・ホ (略)
9～13 (略)	(略)

第3～第5 (略)

第6 公園等（県営の都市公園に限る。）に関する整備基準

特定公園施設の種類	整備基準
1 園路及び広場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する <u>全第3条第1号</u> に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。 イ～ト (略)
2～7 (略)	(略)
8 掲示板及び標識	(1) (略) (2) 1から7までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合において、そのうち1以上は、(1)に定めるもののほか、次に定める構造とすること。 イ～ハ (略) ニ <u>車椅子使用者用便房</u> のある便所、エレベーターその他の昇降機又は車いす使用者用駐車区画を設ける場合は、その位置を表示すること。 ホ (略)

別表第3（第7条関係）

公共的施設	図書の種類	明示すべき事項
1 建築物	付近見取図	(略)
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内の建築物の用途、位置及び出入口、敷地内の通路及び傾斜路、駐車場のうち車いす使用者用駐車区画及び <u>令第18条</u>

	ニ (略)
第2 公共交通機関の施設に関する整備基準	
部分	整備基準
1～7 (略)	(略)
8 便所	便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。 イ・ロ (略) ハ 1の(1)に規定する移動円滑化経路と多機能便房が設けられた便所との間の経路における通路のうち1以上は、1の(5)に定める構造とすること。 ニ・ホ (略)
9～13 (略)	(略)

第3～第5 (略)

第6 公園等（県営の都市公園に限る。）に関する整備基準

特定公園施設の種類	整備基準
1 園路及び広場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条第1号</u> に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。 イ～ト (略)
2～7 (略)	(略)
8 掲示板及び標識	(1) (略) (2) 1から7までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合において、そのうち1以上は、(1)に定めるもののほか、次に定める構造とすること。 イ～ハ (略) ニ <u>多機能便房</u> のある便所、エレベーターその他の昇降機又は車いす使用者用駐車区画を設ける場合は、その位置を表示すること。 ホ (略)

別表第3（第7条関係）

公共的施設	図書の種類	明示すべき事項
1 建築物	付近見取図	(略)
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内の建築物の用途、位置及び出入口、敷地内の通路及び傾斜路、駐車場のうち車いす使用者用駐車区画その他の主要

		第1項の車椅子使用者用駐車施設 その他の主要な部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道路の位置及び幅員			な部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図（構造詳細図）	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、出入口、駐車施設その他の主要な部分の位置及び寸法、 <u>車椅子使用者用便房</u> の仕様並びに視覚障害者誘導用ブロック等の敷設位置		各階平面図（構造詳細図）	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、出入口、駐車施設その他の主要な部分の位置及び寸法、 <u>多機能便房</u> の仕様並びに視覚障害者誘導用ブロック等の敷設位置
2 公共交通機関の施設	付近見取図	(略)	2 公共交通機関の施設	付近見取図	(略)
	配置図	(略)		配置図	(略)
	各階平面図（構造詳細図）	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、出入口、移動円滑化経路、乗降場その他主要な部分の位置及び寸法、 <u>車椅子使用者用便房</u> の仕様並びに視覚障害者誘導用ブロック等の敷設位置		各階平面図（構造詳細図）	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、出入口、移動円滑化経路、乗降場その他主要な部分の位置及び寸法、 <u>多機能便房</u> の仕様並びに視覚障害者誘導用ブロック等の敷設位置
3・4 (略)	(略)	(略)	3・4 (略)	(略)	(略)
共通	その他整備基準に係る整備計画を明示した図書				

第11条 三重県は、この条例の施行に関し必要な事項を定めることとするとともに、この条例の施行に関し必要な事項を定めることとするとともに、この条例の施行に関し必要な事項を定めることとする。

次の表の改正は、この条例の施行に関し必要な事項を定めることとするとともに、この条例の施行に関し必要な事項を定めることとする。

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第3条関係）			別表第1（第2条、第3条関係）		
1 建築物			1 建築物		
	公共的施設	特定施設		公共的施設	特定施設
1・2 (略)	(略)	(略)	1・2 (略)	(略)	(略)
3 社会福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、短期入所（福祉型）又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、母子・父子福祉施設、母子健康センター、保健センターその他これらに類するもの	すべてのもの	3 社会福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所（福祉型）又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、母子・父子福祉施設、母子健康センター、保健センターその他これらに類するもの	すべてのもの
4～18 (略)	(略)	(略)	4～18 (略)	(略)	(略)
2～4 (略)	(略)	(略)	2～4 (略)	(略)	(略)

第11条 三重県は、この条例の施行に関し必要な事項を定めることとするとともに、この条例の施行に関し必要な事項を定めることとする。

第1号様式（第7条関係）

適 合 証 交 付 請 求 書

年 月 日

三 重 県 知 事 宛て

住 所
申 請 者 氏 名

〔法人にあっては、主な事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号 ()

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第19条第1項の規定により、次の施設について
適合証の交付を受けたいので請求します。

施 設 の 名 称					
施 設 の 所 在 地					
施 設 の 主 要 用 途					
新 築 等 の 種 類		新 築 ・ 新 設 ・ 増 築 ・ 改 築 ・ 用途の変更 大規模の修繕 ・ 大規模の模様替 ・ その他 ()			
工 事 完 了 年 月 日		年 月 日			
施 設 の 概 要	建築物又は公共 交通機関の施設	請求部分の 延べ面積	m ²	請求部分外の 延べ面積	m ²
		階 数	階	構 造	造
	道路又は公園等 の規模等	道路 延長距離 公園等 面積	m m ²	全幅員 m	
事前協議書・通知書		あ り (年 月 日) な し			
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名		() 建築士 大臣・知事 登録 第 号 電話番号 ()			
工 事 施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名		建設業登録 大臣・知事 登録 第 号 電話番号 ()			
施設名公表の可否		障がい者、高齢者等が利用できる施設としてデータベースへ入力し、施設名 を 公表することについて 同意する ・ 同意しない			
※ 受 付 欄					

備 考 条例第21条第1項の規定による事前協議（変更協議）又は条例第30条第1項ただし書の規定
による通知を行った特定施設を除く公共的施設にあっては、適合表等を添付してください。

担当者の連絡先
氏 名
事務所の名称
所 在 地
電 話 番 号

()

FAX番号

()

第2号様式（その1）（第7条関係）

整備基準適合表（建築物）

施設の用途					
整備部分・整備項目	整備基準	記載図面の名称及び番号	整備内容	適合状況	※判定欄
1 出入口					
(1) 建物出入口（直接地上へ通ずる1以上の出入口の構造）	イ 有効幅員 90 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適否	
(2) 駐車場出入口（駐車場へ通ずる1以上の出入口の構造） ※(1)の建物出入口と駐車場出入口が同じ場合は、記入不要	イ 有効幅員 90 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適否	
(3) 利用室出入口（利用室の1以上の出入口の構造）	イ 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適否	
(4) 建物出入口（直接地上へ通ずる主な出入口）	イ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置		(講じた措置)		
2 廊下等					
(1) 表面の仕上げは、滑りにくい材料			(仕上げ材)	適否	
(2) 段を設ける場合の段の構造（3に定める構造）	イ 高さ 80 cm程度の手すりの設置		(講じた措置)	適否	
	ロ 主な階段には、回り段の禁止		(講じた措置)	適否	
	ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否	
	ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置		(講じた措置)	適否	
	ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造		(講じた措置)	適否	
	ヘ 階段の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設		(講じた措置)	適否	

(3) 建物出入口から利用室等の各出入口に至る経路、駐車場出入口から利用室等の各出入口に至る経路及び利用室等の各出入口から車椅子使用者用便所を設けた便所の出入口に至る経路におけるそれぞれ1以上の廊下等の構造	イ 有効幅員 120 cm以上		(有効幅員) cm	適 否	
	ロ 車いすが転回できる部分を廊下等の末端及び 50m以内ごとに設置		(講じた措置)	適 否	
	ハ 戸を設ける場合の当該戸の構造				
	(イ) 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適 否	
	ニ 高低差がある場合は、(5)の傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置		(講じた措置)	適 否	
	ホ 1 の出入口並びに 4 のエレベーター及び特殊構造昇降機の出入口に接する部分を水平にすること。		(講じた措置)	適 否	
(4) 建物出入口から情報提供を行う場所までの廊下等（教育施設（用途面積が 2,000 m ² 以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。）	視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設又は音声により視覚障がい者を誘導する装置等の設置。ただし、建物出入口又は出入口が視認できる場所において、常時勤務する者が視覚障がい者を誘導できる場合等は、この限りでない。		(講じた措置)	適 否	
(5) 傾斜路及びその踊り場の構造（教育施設（用途面積が 2,000 m ² 以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所）については、イからトまでに定める構造）	イ 有効幅員 120 cm以上（段併設の場合は、90 cm以上）		(有効幅員) cm	適 否	
	ロ こう配 1/12（高さ 16 cm以下の場合、1/8）を超えない構造		(こう配)	適 否	
	ハ 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊り場の設置		(高さ) cm (踏幅) cm	適 否	
	ニ 両側に立ち上げ等の設置		(講じた措置)	適 否	
	ホ 高さ 80 cm程度の手すりの設置（高さ 16 cm以下、かつ、こう配 1/12 以下の傾斜路を除く。）		(講じた措置)	適 否	
	ヘ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適 否	
	ト 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別がしやすい構造		(講じた措置)	適 否	
	チ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設。ただし、次に定める部分は、この限りでない。 (イ) こう配 1/20 以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分 (ロ) 高さ 16 cm以下、かつ、こう配 1/12 以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分 (ハ) 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分		(講じた措置)	適 否	

3 階 段 (教育施設(用途面積が2,000㎡以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、イからホまでに定める構造)	イ 高さ 80 cm程度の手すりの設置		(講じた措置)	適 否	
	ロ 主な階段には、回り段の禁止		(講じた措置)	適 否	
	ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適 否	
	ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置		(講じた措置)	適 否	
	ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造		(講じた措置)	適 否	
	ヘ 階段の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設。ただし、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分は、この限りでない。		(講じた措置)	適 否	
4 昇 降 機 (エレベーター)					
(1) 2以上の階を有し、用途面積2,000㎡以上の公共的施設(教育施設(地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所及び工場を除く。)には、エレベーターの設置			(設置数)	基	適 否
(2) (1)に規定するエレベーターの構造(入所型の社会福祉施設に設ける寝台用エレベーターにあつては、ロ及びニからワまでに定める構造)	主な廊下等に近接して設置		(位置)		適 否
	イ かごの幅 140cm 以上		(有効寸法)	cm	適 否
	ロ かごの奥行き 135 cm以上		(有効寸法)	cm	適 否
	ハ かごは車いすの転回に支障のない形状		(講じた措置)		適 否
	ニ かご内に停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置		(講じた措置)		適 否
	ホ 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置		(講じた措置)		適 否
	ヘ かご内に到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置		(講じた措置)		適 否
	ト かご及び昇降路の出入口の有効幅員 80 cm以上		(有効寸法)	cm	適 否
	チ かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置		(高さ)	cm	適 否
	リ かご内及び乗降ロビーの制御装置(チを除く。)は、視覚障がい者の円滑な操作が可能な構造(点字表示等)		(表示方法)		適 否
	ヌ 乗降ロビーの幅及び奥行きの寸法は、それぞれ 150 cm以上		(幅)	cm	適 否
			(奥行き)	cm	
	ル かご内の側面に手すりの設置		(講じた措置)		適 否
	ヲ かご内にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認できる鏡の設置		(形状)		適 否
			(下端の高さ)	cm	
	ワ かご内又は乗降ロビーにかごの昇降方向を音声で知らせる装置の設置		(講じた措置)		適 否

5 便 所					
(1) 車椅子使用者用便房 (用途面積 300 m ² 未満の公共施設(公衆便所を除く。)は、車いす使用者が利用できる空間を確保した便房(以下「コンパクトタイプ」という。)とすることができる。)	不特定多数の者又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造及び設備を有する便所(車椅子使用者用便房)を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置。ただし、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第14条第2項の規定により同項の車椅子使用者用便房を便所に設ける場合は、当該すべての便所について、次に定める構造及び設備を有すること。		(設置数) 男子用 女子用 男女共用	適 否	
	イ-1 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径150cm以上の円が内接でき、かつ便器の前方に120cm以上の距離があるもの(コンパクトタイプを除く。))の確保 (コンパクトタイプの場合) (イ) 便器の正面方向に出入口があり、直進で進入する場合は、便器の前方に120cm以上の距離を確保 (ロ) 便器の側面方向に出入口があり、転回しながら進入する場合は、便房の奥行きを120cm以上とし、便器の前方に140cm以上の距離を確保(ただし、便房の奥行きが150cm以上の場合は便器の前方の距離は120cm以上とすることができる。)		(十分な空間) 内接する円の直径 cm 便器の前方 cm (コンパクトタイプの場合) (イ)の場合 便器の前方 cm (ロ)の場合 便房の奥行き cm 便器の前方 cm	適 否	
	イ-2 設備機器類が適切な位置及び高さに配置 (設置設備) (イ)腰掛け便座 (ロ)手すり (L字型手すり及び可動式手すり) (ハ)洗浄装置 (ニ)鏡 (ホ)洗面器 (ヘ)操作容易な水栓器具 (ト)非常通報装置 (チ)施錠装置 (リ)ペーパーホルダー		(設置設備)	適 否	
	ロ-1 出入口の有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適 否	
	ロ-2 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適 否	
	ハ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適 否	
	ニ 出入口付近に車椅子使用者用便房が設置されている旨の表示		(表示方法)	適 否	
	ホ 洗面器は、車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間を確保した構造		(高さ) cm (下部空間の寸法)	適 否	
(2) 一般便所	不特定多数の者又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置。ただし、当該便所内に(1)に定める構造の便房を設ける場合は、この限りでない。		(設置数) 男子用 女子用	適 否	

(3) 男子用小便器	不特定多数の者又は主として障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器を設ける場合は、両側手すり付きの床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが 35 cm 以下のものに限る。）その他これに類する小便器を 1 以上設置		(設置数) (便器形式)	適 否	
(4) 便所内の洗面器の構造	イ カウンター埋込み式又は手すりの設置。ただし、車椅子利用者用便房内に設けられた洗面器は、この限りでない。		(構造)	適 否	
	ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置		(構造)	適 否	
(5) 便所内の乳幼児いす等及び乳幼児ベッド等（用途面積 2,000 m ² 以上の官公庁施設、医療施設、社会福祉施設（母子福祉施設、母子健康センター及び保健センターに限る。）、商業施設（遊技施設を除く。）、文化施設、体育施設、宿泊施設又は集会施設の便所）	不特定多数の者又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を 1 以上（男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設置		(設置数)	適 否	
	イ 乳幼児いす等のある便房を 1 以上設置		(設置数) 男子用 女子用 男女共用	適 否	
	ロ 乳幼児ベッド等を 1 以上設置。 ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。		(設置数) 男子用 女子用 男女共用	適 否	
	ハ 便房及び便所の出入口付近に乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等が設置されている旨の表示		(表示方法)	適 否	
(6) オストメイト対応の設備	不特定多数の者又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合で、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項の規定の適用を受けるとき並びに用途面積が 2,000 m ² 以上の地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校（後期課程に限る。）は、次に定めるオストメイトのための洗浄設備のある便房を 1 以上（男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設置		(設置数) 男子用 女子用 男女共用	適 否	
	イ 汚物流し（既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができ。）を設置		(設置設備)	適 否	
	ロ 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備が設置されている旨の表示		(表示方法)	適 否	
	ハ 設置されることが望ましい設備等 (イ)温水シャワー付き水栓器具 (ロ)手荷物棚 (ハ)衣服を掛けるためのフック (ニ)大きめの汚物入れ (ホ)姿見用鏡 (ヘ)ペーパーホルダー (ト)石けん水入れ (チ)チェンジングボード又は大人用介護バットなど着替えをするための台		(設置設備等)		

6 敷地内の通路				
(1) 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適 否	
(2) 段を設ける場合の段の構造（3のイからホまでに定める構造）	イ 高さ 80 cm程度の手すりの設置	(講じた措置)	適 否	
	ロ 主な階段には、回り段の禁止	(講じた措置)	適 否	
	ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適 否	
	ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適 否	
	ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造	(講じた措置)	適 否	
(3) 通路を横断する排水溝等には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ふたの設置		(講じた措置)	適 否	
(4)-1 建物出入口から道等に至る 1 以上の敷地内の通路	イ 有効幅員 120 cm以上	(有効幅員) cm	適 否	
	ロ 車いすが転回できる部分を 50m以内ごとに設置	(講じた措置)	適 否	
	ハ 戸を設ける場合の戸の構造			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適 否	
	ニ 高低差がある場合は、(6)の傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	適 否	
(4)-2 建物出入口から車いす使用者用駐車区画に至る 1 以上の敷地内の通路	イ 有効幅員 120 cm以上	(有効幅員) cm	適 否	
	ロ 車いすが転回できる部分を 50m以内ごとに設置	(講じた措置)	適 否	
	ハ 戸を設ける場合の戸の構造			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適 否	
	ニ 高低差がある場合は、(6)の傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	適 否	
	ホ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置	(講じた措置)		
(5) 建物出入口から道等に至る 1 以上の敷地内の通路（共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。）	イ 用途面積が 2,000 m ² 以上の公共的施設には、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設又は音声により視覚障がい者を誘導する装置等の設置	(講じた措置)	適 否	
	ロ 車路に接する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設。ただし、次に定める部分は、この限りでない。 (イ) こう配 1/20 以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分 (ロ) 高さ 16 cm以下、かつ、こう配 1/12 以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分 (ハ) 段がある部分又は傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分	(講じた措置)	適 否	

(6) 傾斜路及びその踊り場の構造	イ 2の(5)のイからニまで及びヘに定める構造	(イ) 有効幅員 120 cm以上（段併設の場合は、90 cm以上）	(有効幅員) cm	適 否	
		(ロ) こう配 1／12(高さ 16 cm以下の場合、1／8) を超えない構造	(こう配)	適 否	
		(ハ) 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	適 否	
		(ニ) 両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適 否	
		(ホ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適 否	
		ロ 高さ 80 cm程度の手すりの設置（高さ 16 cm以下、かつ、こう配 1／12 以下又はこう配 1／20 以下の傾斜路を除く。）	(講じた措置)	適 否	
		ハ 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び敷地内の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすい構造	(講じた措置)	適 否	

7 駐 車 場					
(1) 車いす使用者用駐車区画の設置	二千平方メートル未満の公共的施設に三十台未満の駐車区画を設ける場合	次に定める構造の車いす使用者用駐車区画を 1 以上設置	(設置数) 区画	適 否	
		イ 建物出入口に最も近い位置に設置	(講じた措置)	適 否	
		ロ 区画幅員 350 cm以上	(1 区画幅員) cm	適 否	
		ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い構造	(講じた措置)	適 否	
	二千平方メートル以上の公共的施設又は三十台以上の駐車区画を設ける場合	次に定める構造の車いす使用者用駐車区画を 1 以上設置。ただし、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律施行令第 18 条第 1 項の規定により同項の車椅子使用者用駐車施設を駐車場に設ける場合は、当該すべての車椅子使用者用駐車施設	(設置数) 区画	適 否	
		イ 建物出入口に最も近い位置に設置	(講じた措置)	適 否	
		ロ 区画幅員 350 cm以上	(1 区画幅員) cm	適 否	
		ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い構造	(講じた措置)	適 否	
		ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示	(標示方法) (高さ) cm	適 否	
		ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近に車いす使用者用駐車区画の位置を標示、又は位置へ誘導する立て看板の設置	(標示方法) (高さ) cm	適 否	
		ヘ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置	(講じた措置)		

(2) 車いす使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路	イ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適 否	
	ロ 段を設ける場合の段の構造			
	(イ) 高さ 80 cm程度の手すりの設置	(講じた措置)	適 否	
	(ロ) 主な階段には、回り段の禁止	(講じた措置)	適 否	
	(ハ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適 否	
	(ニ) 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適 否	
	(ホ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造	(講じた措置)	適 否	
	ハ 通路を横断する排水溝等には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ふたの設置	(講じた措置)	適 否	
	ニ 有効幅員 120 cm以上	(有効幅員) cm	適 否	
	ホ 車いすが転回できる部分を 50m以内ごとに設置	(講じた措置)	適 否	
	ヘ 戸を設ける場合の戸の構造			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適 否	
	ト 高低差がある場合は、傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	適 否	
	チ 傾斜路及びその踊り場の構造			
	(イ) 有効幅員 120 cm以上（段併設の場合は、90 cm以上）	(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) こう配 1/12（高さ 16 cm以下の場合は 1/8）を超えない構造	(こう配)	適 否	
	(ハ) 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	適 否	
	(ニ) 両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適 否	
	(ホ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適 否	
	(ハ) 高さ 80 cm程度の手すりの設置（高さ 16 cm以下、かつ、こう配 1/12 以下又はこう配 1/20 以下の傾斜路を除く。）	(講じた措置)	適 否	
	(ト) 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び敷地内の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすい構造	(講じた措置)	適 否	
	リ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置	(講じた措置)		

8 浴室 用途面積 1,000 ㎡以上の医療施設、 社会福祉施設、 宿泊施設及び公衆 浴場	浴室を設ける場合は、1以上（男女用の 区別があるときは、それぞれ1以上）の 浴室は、次に定める構造		(設置数)	適 否	
	イ 脱衣室及び浴室の出入口				
	(イ) 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者 等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適 否	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の 禁止		(段差処理)	適 否	
	ロ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適 否	
	ハ 障がい者、高齢者等が利用しやすい よう手すり等の設置		(講じた措置)	適 否	
	ニ 容易に操作できる水栓器具の設置		(設置数) (型式)	適 否	
9 更衣室又はシャ ワー室 用途面積 1,000 ㎡以上の体育施設	更衣室又はシャワー室を設ける場合 は、1以上（男女用の区別があるときは、 それぞれ1以上）の更衣室又はシャワー 室は、次に定める構造		(設置数)	適 否	
	イ 更衣室又はシャワー室の出入口				
	(イ) 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者 等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適 否	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の 禁止		(段差処理)	適 否	
	ロ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適 否	
	ハ 障がい者、高齢者等が利用しやすい よう手すり等の設置		(講じた措置)	適 否	
	ニ 容易に操作できる水栓器具の設置		(設置数) (型式)	適 否	
10 客 室 50 室以上の客室 を有する宿泊施設	次に定める構造の客室を客室の総数に 百分の一を乗じて得た数（その数に 1 未 満の端数があるときは、その端数を切り 上げた数）以上設置		(設置数) 室	適 否	
	イ 客室の出入口				
	(イ) 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者 等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適 否	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の 禁止		(段差処理)	適 否	
	ロ 室内の便所の構造				
	(イ) 車いす使用者が利用できる十分な 空間（直径 150cm 以上の円が内接で き、かつ便器の前方に 120cm 以上の 距離があるもの）の確保並びに設備 機器類が適切な位置及び高さに配置 （設置設備） ①腰掛け便座 ②手すり（L字型手 すり及び可動式手すり） ③洗浄装 置 ④鏡 ⑤洗面器 ⑥操作容易な 水栓器具 ⑦非常通報装置 ⑧施錠 装置 ⑨ペーパーホルダー		(十分な空間) 内接する円の直 径 cm 便器の前方 cm (設置設備)	適 否	

	(ロ) 出入口の有効幅員 80 cm以上、かつ、車いす使用者に支障となる段の禁止 (ハ) 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造 ハ 室内の浴室の構造 (イ) 非常通報装置の設置 (ロ) 8に定める構造 ① 脱衣室及び浴室の出入口 有効幅員 80 cm以上 戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造 車いす使用者に支障となる段の禁止 ② 表面の仕上げは、滑りにくい材料 ③ 障がい者、高齢者等が利用しやすいよう手すり等の設置 ④ 容易に操作できる水栓器具の設置 ニ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な面積の確保 ホ 視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音声、光等による非常警報装置の設置	(有効幅員) cm 適 否 (段差処理) (開閉方法) 適 否 (講じた措置) 適 否 (有効幅員) cm 適 否 (開閉方法) 適 否 (段差処理) 適 否 (仕上げ材) 適 否 (講じた措置) 適 否 (設置数) (型式) 適 否 (室内面積) ㎡ 適 否 (設置数) (型式) 適 否		
11 授乳場所等	公共的施設には、必要に応じて、円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を 1 以上設置 (設置設備) (イ) 乳幼児いす等、乳幼児ベッド等 (ロ) 給湯設備 (ハ) 洗面器又は流し台 (ニ) 大きめの汚物入れ (ホ) 出入口付近に授乳場所等である旨の表示	(設置場所) (設置設備)		
12 観覧席及び客席 娯楽施設、体育施設及び集会施設	イ 固定式の観覧席等を設ける場合は、次に定める構造の車いす使用者用観覧席等の設置 (イ) 観覧席等が 100 席以上 400 席以下の場合 (2 席以上) (ハ)に該当の場合は記入不要 (ロ) 観覧席等が 400 席を超える場合 (2 席以上 10 席) (ハ)に該当の場合は記入不要 (ハ) 令第 15 条の規定により同条の車椅子使用者用部分を客席に設ける場合は、当該すべての車椅子使用者用部分 ロ 幅 90 cm 以上、奥行き 135 cm 以上 (1 席当たり) ハ 周囲より高い位置にある観覧席等の正面及び側面に腰壁、手すり等の設置 ニ 車いす使用者が円滑に到達できる 1 以上の経路の確保 (イ) 出入口から車いす使用者用観覧席等に至る経路	(設置数) 席 適 否 (設置数) 席 適 否 (設置数) 席 適 否 (幅) (奥行き) cm cm 適 否 (講じた措置) 適 否 (講じた措置) 適 否		

	(ロ) 出入口又は車いす使用者用観覧席等から舞台等に至る経路		(講じた措置)	適 否	
13 カウンター等 (カウンター、記載台、公衆電話台等)	(1) カウンター等を設ける場合は、車いす使用者に配慮したカウンター等を1以上設置		(設置箇所)	適 否	
	イ カウンター等の高さ		(高さ) cm	適 否	
	ロ 下部には、車いすで接近しやすい空間を確保(床面から65 cm程度、奥行き45 cm程度)		(床面からの高さ) cm (奥行き) cm	適 否	
	(2) レジカウンターを設ける場合は、1以上のレジカウンターは、次に定める構造		(設置箇所)	適 否	
	イ 有効幅員80 cm以上		(有効幅員) cm	適 否	
	ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造		(講じた措置)	適 否	
14 改札口 入場券等の検査又は取集めを行う場所	改札口を設ける場合は、1以上の改札口は、次に定める構造		(設置数)	適 否	
	イ 有効幅員80 cm以上		(有効幅員) cm	適 否	
	ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造		(講じた措置)	適 否	
	ハ 案内窓口(券売機)から改札口に至る通路に視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設		(講じた措置)	適 否	
15 避難設備 (緊急時の設備)	(1) 自動火災報知設備及び誘導灯を設ける場合は、視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音声、光等による非常警報装置の設置		(講じた措置)	適 否	
	(2) 非常口の屋内から屋外に至る主要な避難通路には、段差の禁止		(講じた措置)	適 否	
	(3) 防火戸に附帯するくぐり戸下部は、またぐ必要のない構造		(講じた措置)	適 否	
16 案内板	案内板を設ける場合は、次に定める構造		(設置場所)		
	イ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、障がい者、高齢者等が見やすく理解しやすいように配慮		(講じた措置)	適 否	
	ロ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内等により視覚障がい者が円滑に利用できる構造。ただし、案内所、案内設備等により、視覚障がい者への情報提供が支障なく行われる場合又は教育施設(用途面積が2,000㎡以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設に案内板を設ける場合においては、この限りでない。		(講じた措置)	適 否	
	ハ 車椅子使用者用便所のある便所、エレベーターその他の昇降機、車いす使用者用駐車区画又は令第18条第1項の車椅子使用者用駐車施設を設ける場合は、その位置を表示		(講じた措置)	適 否	
	ニ 必要に応じて、ローマ字又は絵による表示		(講じた措置)		

第2号様式（その2）（第7条関係）

整備基準適合表（公共交通機関の施設）

整備部分・ 整備項目	整備基準	記載図面の名称及び番号	整備内容	適合状況	※判定欄
1 移動円滑化経路					
(1) 公共用通路と公共車両等の乗降口との間の経路に移動円滑化経路を乗降場ごとに1以上設置			(講じた措置)	適否	
(2) (3) 移動円滑化経路の床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーター（構造上傾斜路又はエレベーターを設置することが困難な場合は、エスカレーター（構造上エスカレーターを設置することが困難な場合は、その他の車いす使用者が円滑に利用できる構造の昇降機））の設置。ただし、公共交通機関の施設に隣接し、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（(6)に定める構造のもの）又はエレベーター（(7)に定める構造のもの）を利用することにより公共交通機関の施設の営業時間内に常時公共用通路と公共車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合又は管理上の理由により昇降機を設置することが困難な場合は、この限りでない。			(講じた措置)	適否	
(4) 移動円滑化経路と公共用通路の出入口	イ 有効幅員 90 cm以上（構造上やむを得ない場合は、80 cm以上）		(有効幅員) cm	適否	
	ロ 戸を設ける場合の当該戸の構造				
	(イ) 有効幅員 90 cm以上（構造上やむを得ない場合は、80 cm以上）		(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止。ただし、構造上やむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。		(段差処理)	適否	
(5) 移動円滑化経路を構成する通路	イ 有効幅員 140 cm以上（構造上やむを得ない場合で、車いすが転回できる部分を通路の末端付近及び 50m以内ごとに設けるときは、120 cm以上）		(有効幅員) cm	適否	
	ロ 戸を設ける場合の当該戸の構造				
	(イ) 有効幅員 90 cm以上（構造上やむを得ない場合は、80 cm以上）		(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止。ただし、構造上やむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。		(段差処理)	適否	
	ニ 照明設備が設けられていること。		(講じた措置)	適否	
(6) 移動円滑化経路を構成する傾斜路	イ 有効幅員 120 cm以上（段併設の場合は、90 cm以上）		(有効幅員) cm	適否	
	ロ こう配 1/12（高さ 16 cm以下の場合、1/8）を超えない構造		(こう配)	適否	
	ハ 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊り場の設置		(高さ) (踏幅) cm cm	適否	

(7) 移動円滑化経路を構成するエレベーター	イ かごの幅 140 cm以上、奥行き 135 cm以上。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターで、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）は、この限りでない。	(幅有効寸法) cm	適 否	
	ロ かご内に停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置	(講じた措置)	適 否	
	ハ かご内に到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声で知らせる装置の設置	(講じた措置)	適 否	
	ニ かご及び昇降路の出入口の有効幅員 80 cm以上	(有効寸法) cm	適 否	
	ホ かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置	(高さ) cm	適 否	
	ヘ かご内及び乗降ロビーの制御装置（ホを除く。）は、視覚障がい者の円滑な操作が可能な構造（点字表示等）	(表示方法)	適 否	
	ト かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能	(講じた措置)	適 否	
	チ 乗降ロビーの幅及び奥行きの寸法は、それぞれ 150 cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	適 否	
	リ かご内の側面に手すりの設置	(講じた措置)	適 否	
	ヌ かご内にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認できる鏡の設置。ただし、イのただし書に規定する場合は、この限りでない。	(形状) (下端の高さ) cm	適 否	
	ル かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等がはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造	(講じた措置)	適 否	
	ヲ かご内又は乗降ロビーにかごの昇降方向を音声で知らせる装置の設置。ただし、エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適 否	
(8) 移動円滑化経路を構成するエスカレーター	イ 上り専用及び下り専用のものをそれぞれ設置。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適 否	
	ロ 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適 否	
	ハ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造	(講じた措置)	適 否	
	ニ 踏み段相互の境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造	(講じた措置)	適 否	
	ホ くし板と踏み段との境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造	(講じた措置)	適 否	
	ヘ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等にエスカレーターへの進入の可否を表示。ただし、上り又は下り専用エスカレーターでない場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適 否	

	ト 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適 否	
	チ 踏み段の面は、車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとする ことができ、かつ、車止めのある構造	(講じた措置)	適 否	
2 通 路	イ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適 否	
	ロ 段を設ける場合は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造	(講じた措置)	適 否	
3 傾 斜 路 (階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)	イ 両側に高さ 80 cm程度の手すりの設置。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適 否	
	ロ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適 否	
	ハ 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすい構造	(講じた措置)	適 否	
	ニ 両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適 否	
4 エスカレーター	エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設置	(講じた措置)	適 否	
5 階 段	イ 両側に高さ 80 cm程度の手すりの設置。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適 否	
	ロ 手すりの端部付近に階段の通ずる場所を示す点字の設置	(講じた措置)	適 否	
	ハ 回り段の禁止。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適 否	
	ニ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適 否	
	ホ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適 否	
	ヘ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造	(講じた措置)	適 否	
	ト 照明設備が設けられていること。	(講じた措置)	適 否	

6 視覚障がい者誘導用ブロック等	(1) 公共用通路と公共車両等の乗降口との間の経路を構成する通路等に視覚障がい者誘導用ブロック（日本産業規格 T9251 に適合するものに限る。）の敷設又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する装置の設置。ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する 2 以上の設備がある場合で、設備間の誘導が適切に実施される通路等の部分は、この限りでない。		(講じた措置)	適 否	
	(2) (1)に規定する通路とエレベーターの乗降ロビーに設ける制御装置、7 の(5)に規定する設備、便所の出入口及び乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等に視覚障がい者誘導用ブロックの敷設。ただし、(1)のただし書に規定する場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適 否	
	(3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等に点状ブロックの敷設		(講じた措置)	適 否	
	(4) 旅客船ターミナルにおいては、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所については(1)から(3)までの規定にかかわらず、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設しないことができる。		(敷設しない箇所)	適 否	
7 案内設備	(1) 公共車両等の運行の情報を文字等で表示する設備及び音声で提供する設備の設置。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適 否	
	(2) エレベーター等の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下「移動円滑化のための主要な設備」という。）又は(4)に規定する案内板その他の設備の付近に当該施設があることを表示する標識の設置		(講じた措置)	適 否	
	(3) (2)に定める標識は日本産業規格 Z 8210 に適合すること。		(講じた措置)	適 否	
	(4) 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口付近に(2)に規定する移動円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板等の設置。ただし、設備の配置が容易に視認できる場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適 否	
	(5) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に公共交通機関の施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備の設置		(講じた措置)	適 否	

8 便 所				
イ 便所の出入口付近に男女用の区別(当該区別がある場合に限る。)及び構造を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備の設置		(講じた措置)	適 否	
ロ-1 車椅子使用者用便房	便所を設ける場合は、次に定める構造及び設備を有する便所(車椅子使用者用便房)を1以上(男女用の区別がある場合は、それぞれ1以上)設置	(設置数) 男子用 女子用 男女共用	適 否	
	(イ) 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径150cm以上の円が内接でき、かつ便器の前方に120cm以上の距離があるもの)の確保並びに設備機器類が適切な位置及び高さに配置 (設置設備) ①腰掛け便座 ②手すり(L字型手すり及び可動式手すり) ③洗浄装置 ④鏡 ⑤洗面器 ⑥操作容易な水栓器具 ⑦非常通報装置 ⑧施錠装置 ⑨ペーパーホルダー	(十分な空間) 内接する円の直径 cm 便器の前方 cm (設置設備)	適 否	
	(ロ) 出入口の有効幅員 80 cm以上、かつ、車いす使用者に支障となる段の禁止	(有効幅員) cm (段差処理)	適 否	
	(ハ) 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適 否	
	(ニ) 出入口付近に車椅子使用者用便房が設置されている旨の表示	(表示方法)	適 否	
	(ホ) 洗面器は、車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間を確保した構造	(高さ) cm (下部空間の寸法)	適 否	
ロ-2 一般便所	便所を設ける場合は、各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置。ただし、当該便所内に(ロ-1)に定める構造の便房を設ける場合は、この限りでない。	(設置数) 男子用 女子用	適 否	
ロ-3 男子用小便器	男子用小便器を設ける場合は、両側手すり付きの床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設置	(設置数) (便器形式)	適 否	
ロ-4 便所内の洗面器の構造	(イ) カウンター埋込み式又は手すりを設置。ただし、車椅子使用者用便房内に設けられた洗面器は、この限りでない。	(構造)	適 否	
	(ロ) レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置	(構造)	適 否	

ハ 1 の(1)に規定する移動円滑化経路と車椅子使用者用便房が設けられた便所との間の経路のうち1以上の構造	(イ) 有効幅員 140 cm以上（構造上やむを得ない場合で、車いすが転回できる部分を通路の末端付近及び 50m以内ごとに設けるときは、120 cm以上）	(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 戸を設ける場合の戸の構造			
	① 有効幅員90cm以上(構造上やむを得ない場合は、80cm以上)	(有効幅員) cm	適 否	
	② 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適 否	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止。ただし、構造上やむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。	(段差処理)	適 否	
	① 傾斜路の有効幅員は 120cm 以上（段併設の場合は、90cm 以上）	(有効幅員) cm	適 否	
	② 傾斜路のこう配は1／12（高さ16cm以下の場合は、1／8）を超えないこと。	(こう配)	適 否	
	③ 傾斜路の高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けること。	(高さ) cm (踏幅) cm	適 否	
	(ニ) 照明設備が設けられていること。	(講じた措置)	適 否	
		(設置数)	適 否	
ニ 便所内の乳幼児いす等及び乳幼児ベッド (1日の平均乗降客が、5,000人以上の施設)	便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を 1 以上（男女用の区別がある場合は、それぞれ 1 以上）設置	(設置数) 男子用 女子用 男女共用	適 否	
	(イ) 乳幼児いす等のある便房を 1 以上設置	(設置数) 男子用 女子用 男女共用	適 否	
	(ロ) 乳幼児ベッド等を 1 以上設置。 ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。	(表示方法)	適 否	
	(ハ) 便房及び便所の出入口付近に乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等が設置されている旨の表示			
ホ オストメイト 対応の設備	次に定めるオストメイトのための洗浄設備のある便房を 1 以上（男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設置	(設置数) 男子用 女子用 男女共用	適 否	
	(イ) 汚物流し（既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができ。）を設置	(設置設備)	適 否	
	(ロ) 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備が設置されている旨の表示	(表示方法)	適 否	
	(ハ) 設置されることが望ましい設備等 ①温水シャワー付き水栓器具 ②手荷物棚 ③衣服を掛けるためのフック ④大きめの汚物入れ ⑤姿見用鏡 ⑥ペーパーホルダー ⑦石けん水入れ ⑧チェンジングボード又は大人用介護ベットなど着替えをするための台	(設置設備等)		

9 乗車券等販売所、 待合所及び案内所	乗車券等販売所、待合所及び案内所を設ける場合は、それぞれ1以上は、次に定める構造	(設置数)	適 否	
	イ 移動円滑化経路と当該設備との間の1以上の通路は、次に定める構造			
	(イ) 有効幅員 140 cm以上（構造上やむを得ない場合で、車いすが転回できる部分を通路の末端付近及び 50m 以内ごとに設けるときは、120 cm以上）	(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 戸を設ける場合の当該戸の構造			
	① 有効幅員 90 cm以上（構造上やむを得ない場合は、80 cm以上）	(有効幅員) cm	適 否	
	② 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適 否	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止。ただし、構造上やむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。	(段差処理)	適 否	
	(ニ) 照明設備が設けられていること。	(講じた措置)	適 否	
	ロ 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 戸を設ける場合の当該戸の構造			
	a 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適 否	
	b 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適 否	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止。ただし、構造上やむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。	(段差処理)	適 否	
10 券 売 機	ハ カウンターを設ける場合は、1以上を車いす使用者の円滑な利用に適した構造。ただし、常時勤務する者が容易にカウンター前に出て対応できる場合は、この限りでない。	(高さ) cm (下部空間の寸法)	適 否	
	ニ 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）には、聴覚障がい者が文字により意思疎通を図るための設備を備えるとともに、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示	(講じた措置)	適 否	
	券売機を設ける場合は、1以上を障がい者、高齢者等の円滑な利用に適した構造。ただし、販売を行う者が常時対応し、車いす使用者の円滑な利用に適した構造の窓口が設置されている場合は、この限りでない。	(高さ) cm (下部空間の寸法)	適 否	

11 休憩施設	障がい者、高齢者等の休憩の用に供する施設を1以上設置。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適否	
12 改札口	(1) 移動円滑化経路上に改札口を設ける場合は、1以上の改札口の有効幅員80 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	(2) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を容易に識別できる方法で表示		(表示方法)	適否	
13 乗降場					
(1) 鉄道駅のプラットフォーム	イ プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口床面の縁端との間隔は、できる限り小さくすること。(やむを得ず間隔が大きい場合は、警告のための設備を設置)		(講じた措置)	適否	
	ロ プラットホームと鉄道車両の乗降口床面とは、できる限り平らとすること。		(講じた措置)	適否	
	ハ プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、乗降を円滑にするための設備を1以上設置。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適否	
	ニ 排水のための横断こう配は、1%を標準とすること。ただし、ホームドア、可動式ホームさくを設置した場合等は、この限りでない。		(横断こう配) %	適否	
	ホ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否	
	ヘ ホームドア、可動式ホームさく、内方線付き点状ブロック(日本産業規格T9251に適合するものに限る。)等視覚障がい者の転落防止設備の設置(発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットフォーム(鋼索鉄道に係るものを除く。)にあっては、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがない限り、ホームドア又は可動式ホームさくを設けること。)		(講じた措置)	適否	
	ト プラットホームの線路側以外の端部に転落防止さくの設置。ただし、階段を設けた場合等旅客の転落のおそれがない場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適否	
	チ 列車の接近を文字等及び音声により警告する設備の設置。ただし、ホームドア、可動式ホームさくを設置した場合等は、この限りでない。		(講じた措置)	適否	
	リ 照明設備が設けられていること。		(講じた措置)	適否	

		ヌ 列車に車いす使用者が利用する部分を設ける場合は、当該部分に通ずる乗降口の位置をプラットフォーム上に表示。ただし、当該位置が一定していない場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適 否	
(2) バスターミナルの乗降場	イ	表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適 否	
	ロ	乗降場の縁端のうち、自動車用場所に接する部分にさく、点状ブロック等視覚障がい者の進入を防止する設備の設置	(講じた措置)	適 否	
	ハ	車いす使用者が円滑に乗降できる構造	(講じた措置)	適 否	
(3) 旅客船ターミナルの乗降用設備	イ	車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。	(講じた措置)	適 否	
	ロ	有効幅員 90 cm以上	(有効幅員) cm	適 否	
	ハ	高さ 80 cm程度の手すりの設置	(講じた措置)	適 否	
	ニ	表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適 否	
	ホ	視覚障がい者が水面に転落するおそれのある場所に転落を防止するためのさく、点状ブロック等の設備の設置	(講じた措置)	適 否	

第2号様式（その3）（第7条関係）

整備基準適合表（道路（別表第2第4の基準の適用を受けるものを除く。））

整備 部 目	整備 基 準	記載図面の 名称及び番号	整備 内 容	適 合 状 況	※ 判定欄	
1 歩 道	イ 有効幅員 200 cm以上（トンネル、橋りょう部を除く。）		（有効幅員） cm	適 否		
	ロ 歩道の車道等に対する高さは 5cm を標準（停留所部分 15cm を標準）		（歩道の高さ） cm	適 否		
	ハ 歩道と車道等の境界に縁石等を設置		（講じた措置）	適 否		
	ニ 横断勾配 2%以下		（横断勾配） %	適 否		
	ホ 縦断勾配 5%以下（やむを得ない場合は 8%以下）		（縦断勾配） %	適 否		
	ヘ 交差点又は横断歩道で車道等に接続する部分の歩道の縁端の段差 2 cm以下		（段差処理）	適 否		
	ト ヘの段差に接続する歩道の部分は、車いす使用者が静止し円滑に転回できる構造（やむを得ない場合を除く。）		（講じた措置）	適 否		
	チ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		（仕上げ材）	適 否		
	リ 切下げ部へのすりつけ勾配 5%以下（やむを得ない場合は 8%以下）		（すりつけ勾配） %	適 否		
	ヌ 歩道内に設ける排水溝等につえ等が落ち込まない形状の溝蓋の設置		（講じた措置）	適 否		
	ル 用 視 覚 障 が い 者 誘 導 ブ ロ ッ ク 等		(イ) 視覚障がい者の多い歩道、駅等と施設の間には必要に応じ設置	（講じた箇所）	適 否	
			(ロ) 横断歩道の直前・直後に設置	（講じた箇所）	適 否	
			(ハ) 色彩は、原則黄色	（ブロック等） 色 （周囲の床材） 色	適 否	
2 立体横断施設	イ 有効幅員 200cm 以上（地下横断歩道 300cm 以上）		（有効幅員） cm	適 否		
	ロ 傾斜路又は傾斜路付き階段の設置（昇降装置等を設置する場合を除く。）		（講じた措置）	適 否		
	ハ 階段等の高さ 300cm を超える場合、その途中に踊り場を設置		（講じた措置）	適 否		
	ニ 階段の踏面・路面の表面は、滑りにくい材料		（仕上げ材）	適 否		
	ホ 階段等及びその踊り場には手すりを両側に設置		（両側手すり） 有 ・ 無	適 否		
	ヘ 導 用 視 覚 障 が い 者 誘 導 ブ ロ ッ ク 等		(イ) 階段等の上下端に近接する通路、歩道、階段踊り場に設置	（講じた箇所）	適 否	
			(ロ) 色彩は、原則黄色	（ブロック等） 色 （周囲の床材） 色	適 否	

第2号様式（その4）（第7条関係）
整備基準適合表（道路（県道の特定道路に限る。））

整備部分・ 整備項目	整備基準	記載図面の 名称及び番号	整備内容	適合 状況	※ 判定欄
1 歩 道 等					
(1) 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、原則として歩道を設置			(歩道の有無) 有・無	適 否	
(2) 有効幅員	イ 有効幅員は、原則として道路の構造基準を定めた三重県が管理する県道の整備に関する条例の規定に準じ、次の値以上 (歩道) ・ 歩行者交通量の多いもの：3.5m ・ その他のもの：2.0m (自転車歩行者道) ・ 歩行者交通量の多いもの：4.0m ・ その他のもの：3.0m ロ 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障がい者等の交通の状況を考慮して定めること。		(有効幅員) cm ※道路の区分 (歩道等の区分) ☐ 歩道 ☐ 自転車歩行者道 (交通量) ☐ 歩行者交通量の多い道路 ☐ その他の道路 (高齢者、障がい者等の交通量) 多・普通・少	適 否	
(3) 舗装の構造	イ 雨水を浸透させる構造（やむを得ない場合を除く。） ロ 平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ		(講じた措置)	適 否	
(4) 勾配	イ 縦断勾配は5%以下（やむを得ない場合は8%以下） ロ 横断勾配は1%以下（車両乗り入れ部を除く。また、やむを得ない場合は2%以下。） ハ すりつけ勾配は5%以下（やむを得ない場合は8%以下）		(縦断勾配) %	適 否	
			(横断勾配) %	適 否	
			(すりつけ勾配) %	適 否	
(5) 歩道等と車道等の分離	イ 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設置 ロ 歩道等の縁石の車道等に対する高さは15cm以上とし、歩道等の構造・交通・土地利用等を考慮 ハ 必要な場合、車道等の間に植樹帯、並木・柵を設置		(講じた措置)	適 否	
			(講じた措置)	適 否	
			(講じた措置)	適 否	
(6) 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さ	イ 高さは原則として5cmを標準（交差点等に接続する歩道等の部分を除く。）（乗合自動車停留所・車両乗入れ部の状況等を考慮）		(歩道等の高さ) cm	適 否	
(7) 交差点又は横断歩道に接続する歩道等の部分	イ 縁端は車道等より高くし、段差は2cm以下 ロ イの段差に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が転回できる構造		(段差) cm	適 否	
			(講じた措置)	適 否	
(8) (2)にかかわらず、車両乗入れ部のうち、(4)の口の勾配の基準を満たす部分の有効幅員は原則として200cm以上			(有効幅員) cm	適 否	
(9) 歩道等内に排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない形状の溝蓋を設置			(講じた措置)	適 否	

2 立体横断施設

(1) 高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要な箇所に立体横断施設を設置		(立体横断施設) 有・無	適否	
(2) エレベーター 次に定める構造のエレベーターを設置 (昇降の高度が低い場合、やむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。)	イ かがの内のり幅・内のり奥行きは、それぞれ 150cm 以上	(幅) cm (奥行き) cm	適否	
	ロ イにかかわらず、出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるもの(出入口の開閉を音声で知らせる装置があるものに限る。)は、内のり幅 140cm 以上、内のり奥行き 135cm 以上	(幅) cm (奥行き) cm	適否	
	ハ 出入口の有効幅員は、イのエレベーター 90cm 以上、ロのエレベーター 80cm 以上	(有効幅員) cm	適否	
	ニ かが内に鏡の設置(ロのエレベーターを除く。)	(鏡) 有・無	適否	
	ホ かが外からかが内が確認できる構造	(講じた措置)	適否	
	ヘ かが内の側面に手すりを設置	(手すり) 有・無	適否	
	ト 出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設置	(機能の有無) 有・無	適否	
	チ かが内に停止予定階・現在位置の表示装置を設置	(装置の有無) 有・無	適否	
	リ かが内に到着階、戸の閉鎖を音声で知らせる装置を設置	(装置の有無) 有・無	適否	
	ヌ かが内・乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置	(装置の位置) 適・不適	適否	
	ル かが内・乗降ロビーの制御装置(ヌの制御装置を除く。)は、視覚障がい者が円滑に操作可能	(講じた措置)	適否	
	ヲ 乗降ロビーの幅・奥行きはそれぞれ 150cm 以上	(幅) cm (奥行き) cm	適否	
	ワ 停止階が3以上のエレベーターの乗降ロビーには、昇降方向を音声で知らせる装置を設置(かが内に出入口の戸が開いた時に昇降方向を音声で知らせる装置がある場合を除く。)	(装置の有無) 有・無	適否	
(3) 傾斜路	イ 有効幅員は 200cm 以上(やむを得ない場合は 100cm 以上)	(有効幅員) cm	適否	
	ロ 縦断勾配は 5% 以下(やむを得ない場合は 8% 以下)	(縦断勾配) %	適否	
	ハ 横断勾配は、設けない。	(勾配の有無) 有・無	適否	
	ニ 二段式の手すりを両側に設置	(設備の有無) 有・無	適否	
	ホ 手すりの端部に、傾斜路の通ずる場所を示す点字を設置	(点字) 有・無	適否	
	ヘ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ	(仕上げ)	適否	
	ト 傾斜路の勾配部分は識別が容易	(講じた措置)	適否	
	チ 両側に立ち上げ・柵等を設置(側面が壁面の場合を除く。)	(講じた措置)	適否	

	リ 傾斜路下面と歩道等の路面との間 が 250cm 以下で、進入を防ぐため必要 な場合、柵等を設置	(講じた措置)	適 否	
	ヌ 高さが 75cm を超える傾斜路は、高 さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の 踊り場を設置	(傾斜路の高さ) cm (踊り場の有無) 有 ・ 無	適 否	
(4) エスカレー ター エレベーターの ほか、高齢者、障 がい者等の交通の 状況により必要が ある場合は、次に 定める構造のエス カレーターを設置	イ 上り専用のものと下り専用のもの をそれぞれ設置	(講じた措置) 専用 ・ その他	適 否	
	ロ 踏み段の表面及びくし板の仕上げ は、滑りにくい。	(仕上げ)	適 否	
	ハ 昇降口において、3 枚以上の踏み段 が同一平面上にある	(講じた措置)	適 否	
	ニ 踏み段相互の境界の識別が容易	(講じた措置)	適 否	
	ホ くし板と踏み段との境界の識別が 容易	(講じた措置)	適 否	
	ヘ エスカレーターの上下端に近接す る歩道等の路面に進入の可否を表示	(表示の有無) 有 ・ 無	適 否	
	ト 踏み段の有効幅員は 100 cm 以上。歩 行者の交通量が少ない場合は 60 cm 以 上	(有効幅員) cm	適 否	
(5) 通路	イ 有効幅員は 200 cm 以上（地下横断歩 道は 300 cm 以上）とし、当該通路の高 齢者、障がい者等の通行の状況を考慮	(有効幅員) cm	適 否	
	ロ 縦断・横断勾配は設けない（やむを 得ない場合又は路面の排水のため必 要な場合を除く。）	(講じた措置)	適 否	
	ハ 二段式の手すりを両側に設置	(設備の有無) 有 ・ 無	適 否	
	ニ 手すりの端部に、通路の通ずる場所 を示す点字を設置	(点字) 有 ・ 無	適 否	
	ホ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、 水はけの良い仕上げ	(仕上げ)	適 否	
	ヘ 両側に立ち上げ・柵等を設置（側面 が壁面の場合を除く。）	(講じた措置)	適 否	
(6) 階段	イ 有効幅員は 150cm 以上	(有効幅員) cm	適 否	
	ロ 二段式の手すりを両側に設置	(設備の有無) 有 ・ 無	適 否	
	ハ 手すりの端部の付近には、階段の通 ずる場所を示す点字を設置	(点字) 有 ・ 無	適 否	
	ニ 回り段を設けない（やむを得ない場 合を除く。）。	(回り段) 有 ・ 無	適 否	
	ホ 踏面は、平坦で、滑りにくく、かつ、 水はけの良い仕上げ	(仕上げ材)	適 否	
	ヘ 両側に立ち上げ・柵等を設置（側面 が壁面の場合を除く。）	(講じた措置)	適 否	
	ト 段が識別しやすく、段鼻の突き出し 等つまずきの原因となるものがない。	(講じた措置)	適 否	
	チ 階段下面と歩道等の路面との間が 250cm 以下で、進入を防ぐため必要な 場合、柵等を設置	(講じた措置)	適 否	
	リ 階段の高さが 300cm を超える場合 には、その途中に踊り場を設置	(高さ) cm (踊り場) 有 ・ 無	適 否	
	ヌ 踊り場の踏幅は、直階段の場合は 120cm 以上、その他の場合は当該階段 の幅員の値以上	(階段の種類) 直階段・その他 (踏幅) cm	適 否	

3 乗合自動車停留所					
(1) 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは15cmを標準		(高さ) cm	適否		
(2) ベンチ及びその上屋を設置（それらを代替する施設が既にある場合又はやむを得ない場合を除く。）		(講じた措置)	適否		
4 自動車駐車場					
(1) 車いす使用者用駐車区画の設置数	全駐車台数が200以下の場合50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車区画を設置		(全駐車台数) 台 (設置台数) 台	適否	
(2) 車いす使用者用駐車区画	イ 車いす使用者用駐車区画は、歩行者の出入口に最も近い位置に設置		(講じた措置)	適否	
	ロ 区画の幅は350cm以上		(区画の幅) cm	適否	
	ハ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示		(講じた措置)	適否	
(3) 車いす使用者用停車施設 自動車の出入口又は車いす使用者用駐車区画を設ける際には、車いす使用者用停車施設を設置（やむを得ない場合は除く。）	イ 車いす使用者用停車施設は、歩行者の出入口に最も近い位置に設置		(講じた措置)	適否	
	ロ 有効幅員及び有効奥行きは、それぞれ150cm以上とする等車いす使用者が安全かつ円滑に乗降できる構造		(幅員) cm (奥行き) cm (その他講じた措置)	適否	
	ハ 車いす使用者用停車施設であることを立て看板等見やすい方法により標示		(講じた措置)	適否	
(4) 歩行者の出入口 次に定める構造とする。 (当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口は除く。)	イ 有効幅員は90cm以上（駐車場外へ通ずる1以上の歩行者の出入口の有効幅員は120cm以上）		(幅員) cm (120cm以上の出入口数) 箇所	適否	
	ロ 有効幅員120cm以上の歩行者出入口に戸を設ける場合、1以上は自動的に開閉し、その他は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造		(講じた措置)	適否	
	ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。		(支障となる段) 有・無	適否	
(5) 通路 歩行者出入口から車いす使用者用駐車区画に至る通路のうち1以上は、次に定める構造	イ 有効幅員は200cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。		(支障となる段) 有・無	適否	
	ハ 路面は、平坦で、かつ、滑りにくい仕上げ		(仕上げ)	適否	
(6) エレベーター	車いす使用者用駐車区画が設けられている階に歩行者出入口がない場合、エレベーターを設置（やむを得ない場合は、エレベーターに代え傾斜路の設置でも可。）		(EVの有無) 有・無 (その他講じた措置)	適否	
	イ エレベーターのうち1以上は、歩行者出入口に近接して設置		(講じた措置)	適否	

ロ イ 以 外 の エ レ ベ ー タ ー	2の(2)のイ かごの内り幅・内り奥行きは、それぞれ150cm以上	(幅) (奥行き) cm cm	適 否	
	2の(2)のロ 2の(2)のイにかかわらず、出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるもの(出入口の開閉を音声で知らせるものに限る。)は、内り幅140cm以上、内り奥行き135cm以上	(幅) (奥行き) cm cm	適 否	
	2の(2)のハ 出入口の有効幅員は、2の(2)のイのエレベーター90cm以上、ロのエレベーター80cm以上	(有効幅員) cm	適 否	
	2の(2)のニ かご内に鏡を設置(2の(2)のロのエレベーターを除く。)	(設備の有無) 有・無	適 否	
ハ イ に 規 定 す る エ レ ベ ー タ ー	2の(2)のイ かごの内り幅・内り奥行きは、それぞれ150cm以上	(幅) (奥行き) cm cm	適 否	
	2の(2)のロ 2の(2)のイにかかわらず、出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるもの(出入口の開閉を音声で知らせるものに限る。)は、内り幅140cm以上、内り奥行き135cm以上	(幅) (奥行き) cm cm	適 否	
	2の(2)のハ 出入口の有効幅員は、2の(2)のイのエレベーター90cm以上、ロのエレベーター80cm以上	(出入口の有効幅員) cm	適 否	
	2の(2)のニ かご内に鏡を設置(2の(2)のロのエレベーターを除く。)	(設備の有無) 有・無	適 否	
	2の(2)のホ かご外からかご内が確認可能	(確認の可否) 可能・不可	適 否	
	2の(2)のヘ かご内の側面に手すりを設置	(設備の有無) 有・無	適 否	
	2の(2)のト 出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設置	(機能の有無) 有・無	適 否	
	2の(2)のチ かご内に停止予定階・現在位置の表示装置を設置	(装置の有無) 有・無	適 否	
	2の(2)のリ かご内に到着階、戸の開鎖を音声で知らせる装置を設置	(装置の有無) 有・無	適 否	
	2の(2)のヌ かご内・乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置	(装置の位置) 適・不適	適 否	
	2の(2)のル かご内・乗降ロビーの制御装置(2の(2)のヌの制御装置を除く。)は視覚障がい者が円滑に操作可能	(講じた措置)	適 否	
	2の(2)のヲ 乗降ロビーの幅・奥行きはそれぞれ150cm以上	(幅) (奥行き) cm cm	適 否	
	2の(2)のワ 停止階が3以上のエレベーターの乗降ロビーには、昇降方向を音声で知らせる装置を設置(かご内に出入口の戸が開いた時に昇降方向を音声で知らせる装置がある場合を除く。)	(装置の有無) 有・無	適 否	

(7) 傾斜路	2の(3)のイ 有効幅員は200cm以上(やむを得ない場合は100cm以上)	(有効幅員) cm	適否	
	2の(3)のロ 縦断勾配は5%以下(やむを得ない場合は8%以下)	(縦断勾配) %	適否	
	2の(3)のハ 横断勾配は設けない。	(勾配) 有・無	適否	
	2の(3)のニ 二段式の手すりを両側に設置	(設備の有無) 有・無	適否	
	2の(3)のホ 手すりの端部に、傾斜路の通ずる場所を示す点字を設置	(点字) 有・無	適否	
	2の(3)のヘ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ	(仕上げ)	適否	
	2の(3)のト 傾斜路の勾配部分の識別が容易	(講じた措置)	適否	
	2の(3)のチ 両側に立ち上げ・柵等を設置(側面が壁面である場合を除く。)	(講じた措置)	適否	
	2の(3)のリ 傾斜路下面と歩道等の路面との間が250cm以下で、進入を防ぐため必要な場合は、柵等を設置	(講じた措置)	適否	
	2の(3)のヌ 高さが75cmを超える傾斜路は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置	(傾斜路の高さ) cm (踊り場の有無) 有・無	適否	
(8) 階段 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造	2の(6)のイ 有効幅員は、150cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	2の(6)のロ 二段式の手すりを両側に設置	(設備の有無) 有・無	適否	
	2の(6)のハ 手すりの端部に、階段の通ずる場所を示す点字を設置	(点字) 有・無	適否	
	2の(6)のニ 回り段を設けない(やむを得ない場合を除く。)	(回り段) 有・無	適否	
	2の(6)のホ 踏面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ	(仕上げ)	適否	
	2の(6)のヘ 階段の両側には立ち上げ・柵等を設置(側面が壁面である場合を除く。)	(講じた措置)	適否	
	2の(6)のト 段が識別しやすく、段鼻の突き出し等つまずきの原因となるものがない。	(講じた措置)	適否	
	2の(6)のチ 階段下面と歩道等の路面との間が250cm以下で、進入を防ぐため必要な場合は、柵等を設置	(講じた措置)	適否	
	2の(6)のリ 階段の高さが300cmを超える場合は、その途中に踊り場を設置	(高さ) cm (踊り場の有無) 有・無	適否	
	2の(6)のヌ 踊り場の踏幅は、直階段の場合は120cm以上、その他の場合は当該階段の幅員の値以上	(階段の種類) 直階段・その他 (踏幅) cm	適否	
(9) 屋外の車いす使用者用駐車区画、車いす使用者用停車施設及び(5)の通路には、屋根を設置		(屋根) 有・無	適否	

(10) 車いす使用者用駐車区画を設ける際に便所を設ける場合の構造	イ 便所の出入口付近に、男女の区別・便所の構造を視覚障がい者に示すための点字による案内板等を設置		(講じた措置)	適否	
	ロ 床の表面は、滑りにくい仕上げ		(仕上げ)	適否	
	ハ 男子用小便器は、両側手すりのある床置き・壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のもの)等を1以上設置		(設置数) (便器形式)	適否	
	ニ(イ)(ロ) 1以上(男女の区別があるときは各1以上)の便所は、別表第2第1の5の(1)のイからホまで、並びに、別表第2第1の5の(6)のイ・ロに定める構造				
	第1の5の(1)イ・ホ	イ-1 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径150cm以上の円の内接・便器前方に120cm以上の距離)の確保	(内接円の直径) cm (便器の前方) cm	適否	
		イ-2 設備機器類を適切な位置・高さに配置 (設置設備) (イ) 腰掛け便座 (ロ) 手すり(L字型手すり・可動式手すり) (ハ) 洗浄装置 (ニ) 鏡 (ホ) 洗面器 (ヘ) 操作容易な水栓器具 (ト) 非常通報装置 (チ) 施錠装置 (リ) ペーパーホルダー	(設置設備)		
		ロ-1 出入口の有効幅員 80 cm 以上	(有効幅員) cm	適否	
		ロ-2 車いす使用者に支障となる段の禁止	(段差処理)	適否	
		ハ 戸は自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過可能	(開閉方法)	適否	
		ニ 出入口付近に車椅子使用者用便所の表示	(表示) 有・無	適否	
		ホ 洗面器は車いす使用者が利用しやすい高さ・下部空間を確保	(高さ) cm (下部空間の寸法) cm	適否	
		イ 汚物流し(既存便所の改修を行う場合等でやむを得ないときは簡易洗浄装置も可)を設置	(設置設備)	適否	
	第1の5の(6)イ・ロ	ロ 便所及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備の表示	(表示方法)	適否	
	ホ-1 車椅子使用者用便所のある一般の便所には、次の洗面器を設置(第1の5の(4))				
	第1の5の(4)	イ カウンター埋込み式又は手すりの設置(車椅子使用者用便所内に設けられた洗面器は除く。)	(構造)	適否	
		ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置	(構造)	適否	
	ホ-2 車椅子使用者用便所のない便所は、次に定める構造(第1の5の(2)及び(4))				
	第1の5の(2)	各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便所を1以上(男女用の区別があるときは各1以上)設置	(設置数) 男子用 女子用	適否	
	第1の5の(4)	イ カウンター埋込み式又は手すりの設置	(構造)	適否	
		ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置	(構造)	適否	

5 移動等円滑化のために必要なその他の施設					
(1)(2) 案内標識	(1) 交差点、駅前広場等必要がある箇所に、高齢者、障がい者等が日常生活・社会生活で利用する官公庁施設、福祉施設等及びエレベーター等の必要な施設の案内標識を設置		(案内標識) 有 ・ 無	適 否	
	(2) 案内標識には、点字、音声等で視覚障がい者を案内する設備を設置		(視覚障がい者の案内設備) 有 ・ 無	適 否	
(3)(4)(5) 視覚障がい者誘導用ブロック	(3) 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、自動車駐車場の通路の必要な箇所に設置		(視覚障がい者誘導用ブロック) 有 ・ 無	適 否	
	(4) 立体横断施設、自動車駐車場の階段、傾斜路、エスカレーターの上下端に近接する通路・踊り場に点状ブロックを設置		(点状ブロック) 有 ・ 無	適 否	
	(5) 色彩は原則黄色		(ブロック) 色 (周囲の床材) 色	適 否	
(6) 音声による案内設備	視覚障がい者のため、必要な箇所に音声により案内する設備を設置		(設備の有無) 有 ・ 無	適 否	
(7) ベンチ及びその上屋	歩道等に適当な間隔でベンチ及びその上屋を設置（代替施設が既に存する場合、やむを得ない場合を除く。）		(ベンチ及びその上屋) 有 ・ 無	適 否	
(8)(9) 照明設備	(8) 歩道等・立体横断施設に照明設備を連続して設置（夜間における路面の照度が十分に確保される場合を除く。）		(照明設備) 有 ・ 無	適 否	
	(9) 乗合自動車停留所、自動車駐車場の必要な箇所に、照明設備を設置（夜間における路面の照度が十分な場合を除く。）		(照明設備) 有 ・ 無	適 否	

第2号様式（その5）（第7条関係）

整備基準適合表（公園等（別表第2第6の基準の適用を受けるものを除く。））

整備部分・整備項目	整備基準	記載図面の名称及び番号	整備内容	適合状況	※判定欄
1 園 路（主要な園路は次に定める構造）					
イ 出入口 道路又は駐車場へ通ずる出入口のうち、それぞれ1以上の出入口	(イ) 有効幅員 120 cm以上		(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差の有無) 有・無	適 否	
	(ハ) 必要に応じて、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設		(講じた措置)	適 否	
ロ 通路	(イ) 有効幅員 120 cm以上		(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 表面の仕上げは滑りにくい材料		(仕上げ材)	適 否	
	(ハ) 縦断勾配 4%以下（やむを得ない場合は8%以下）		(縦断勾配) %	適 否	
	(ニ) 歩車道のある通路は、別表第2第3の1のイからヌまでに定める構造				
	第3の1のイヌ	第3の1のイ 有効幅員 200cm 以上（トンネル、橋りょう部を除く。）	(有効幅員) cm	適 否	
		第3の1のロ 歩道の車道等に対する高さは5cmを標準	(歩道の高さ) cm	適 否	
		第3の1のハ 歩道と車道等の境界に縁石等を設置	(講じた措置)	適 否	
		第3の1のニ 横断勾配 2%以下	(横断勾配) %	適 否	
		第3の1のホ 縦断勾配 5%以下（やむを得ない場合は8%以下）	(縦断勾配) %	適 否	
		第3の1のヘ 交差点又は横断歩道で車道等に接続する部分の歩道の縁端の段差 2cm 以下	(段差処理)	適 否	
		第3の1のト ヘの段差に接続する歩道の部分は、車いす使用者が静止し、円滑に転回できる構造（やむを得ない場合を除く。）	(講じた措置)	適 否	
		第3の1のチ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適 否	
		第3の1のリ 切下げ部へのすりつけ勾配 5%以下（やむを得ない場合は8%以下）	(すりつけ勾配) %	適 否	
		第3の1のヌ 歩道内に設ける排水溝等には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない形状の溝蓋の設置	(講じた措置)	適 否	
	(ホ) 必要に応じて、視覚障がい者誘導用ブロック等を設置		(講じた措置)	適 否	
	(ハ) やむを得ず階段又は段を設ける場合は、傾斜路を併設		(講じた措置)	適 否	

ハ 階段	(イ) 有効幅員 120cm 以上		(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 階段は、別表第2第1の3のイ及びハからホまでに定める構造				
	第1の3のイ・ハ・ホ	第1の3のイ 高さ 80cm 程度の手すりの設置	(講じた措置)	適 否	
		第1の3のハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適 否	
		第1の3のニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適 否	
		第1の3のホ 段が識別しやすく、段鼻の突き出し等つまずきの原因となるものがない。	(講じた措置)	適 否	
	(ハ) 階段の上端に近接する通路・踊り場に点状ブロック等の設置(段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場は除く。)		(講じた措置)	適 否	
ニ 傾斜路 階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。	(イ) 有効幅員 120 cm以上(段併設の場合は 90 cm以上)		(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 勾配 8%以下		(勾配) %	適 否	
	(ハ) 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊り場の設置		(高さ) cm (踏幅) cm	適 否	
	(ニ) 両側に立ち上げ等の設置		(講じた措置)	適 否	
	(ホ) 高さ 80cm 程度の手すりの設置		(講じた措置)	適 否	
	(ハ) 表面の仕上げは滑りにくい材料		(仕上げ材)	適 否	
	(ト) 傾斜路の上端に近接する通路・踊り場の部分に点状ブロック等を設置。ただし、次に定める部分は除く。 a 勾配 5%以下の傾斜路の上端に近接する通路・踊り場の部分 b 高さ 16cm 以下、かつ、勾配 8%以下の傾斜路の上端に近接する通路・踊り場の部分 c 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分		(講じた措置)	適 否	
2 便 所 (別表第2第1の5の(1)から(4)までに定める構造)					
第1の5の(1) 車椅子使用者 用便房	便所を設ける場合は、次に定める構造及び設備を有する便所(車椅子使用者用便房)を1以上(男女の区別があるときは各1以上)設置		(設置数) 男子用 女子用 男女共用	適 否	
	イー1 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径 150cm 以上の円の内接・便器前方に 120cm 以上の距離)の確保		内接円の直径 cm 便器の前方 cm	適 否	
	イー2 設備機器類を適切な位置・高さに配置 (設置設備) (イ) 腰掛け便座 (ロ) 手すり(L 字型手すり・可動式手すり) (ハ) 洗浄装置 (ニ) 鏡 (ホ) 洗面器 (ヘ) 操作容易な水栓器具 (ト) 非常通報装置 (チ) 施錠装置 (リ) ペーパーホルダー		(設置設備)	適 否	
	ロー1 出入口の有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適 否	

	ロー2 車いす使用者に支障となる段の禁止	(段差処理)	適 否	
	ハ 戸は自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過可能	(開閉方法)	適 否	
	ニ 出入口付近に車椅子使用者用便房の表示	(表示方法)	適 否	
	ホ 洗面器は車いす使用者が利用しやすい高さ・下部空間を確保	(高さ) cm (下部空間の寸法) cm	適 否	
第1の5の(2) 一般便所	各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女の区別があるときは各1以上)設置(当該便所内に(1)の便房を設ける場合を除く。)	(設置数) 男子用 女子用	適 否	
第1の5の(3) 男子用小便器	男子用小便器は、両側手すり付きの床置き・壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設置	(設置数) (便器形式)	適 否	
第1の5の(4) 便所内の洗面器の構造	イ カウンター埋込み式又は手すりの設置(車椅子使用者用便房内のものを除く。)	(構造)	適 否	
	ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置	(構造)	適 否	

3 駐 車 場				
区画数が30未満の駐車場	次に定める構造の車いす使用者用駐車区画を1以上設置	(設置数) 区画	適 否	
	イ 公園出入口に最も近い位置に設置	(講じた措置)	適 否	
	ロ 区画の幅は350cm以上	(区画の幅) cm	適 否	
	ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い構造	(講じた措置)	適 否	
区画数が30以上の駐車場	次に定める構造の車いす使用者用駐車区画を1以上設置	(設置数) 区画	適 否	
	イ 公園出入口に最も近い位置に設置	(講じた措置)	適 否	
	ロ 区画の幅は350cm以上	(区画の幅) cm	適 否	
	ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い構造	(講じた措置)	適 否	
	ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示	(標示方法) (高さ) cm	適 否	
	ホ 主な出入口付近に車いす使用者用駐車区画の位置を標示・誘導する立て看板を設置(道等から視認できる場合を除く。)	(標示方法) (高さ) cm	適 否	

4 案内板等	案内板等を設ける場合は、別表第2第1の16に定める構造	(設置場所)	適 否	
	第1の16 第1の16のイ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、障がい者、高齢者等が見やすく理解しやすいように配慮	(講じた措置)	適 否	
	第1の16のロ 点字による表記等、視覚障がい者が円滑に利用できる構造(案内所、案内設備等により、視覚障がい者への情報提供が支障なく行われる場合を除く。)	(講じた措置)	適 否	

	第1の16のハ 車椅子使用者用便 房のある便所、エレベーター等、 車いす使用者用駐車区画の位置 を表示	(講じた措置)	適 否	
	第1の16のニ 必要に応じてロー マ字又は絵による表示	(講じた措置)	適 否	
5 附帯設備	ベンチ、野外卓、水飲場等を設ける場 合は、障がい者、高齢者等が円滑に利用 できる構造	(講じた措置)	適 否	

第2号様式（その6）（第7条関係）
整備基準適合表（公園等（県営の都市公園に限る。））

特定公園施設の 種 類	整 備 基 準	記 載 図 面 の 名 称 及 び 番 号	整 備 内 容	適 合 状 況	※ 判 定 欄
1 園路及び 広場 園路及び広場 のうち1以上 は、次に定め る構造	イ 出入口				
	(イ) 有効幅員は120cm以上		(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 車止めの相互間の間隔のうち1以上は、 120cm以上		(有効幅員) cm	適 否	
	(ハ) 出入口からの水平距離が150cm以上の水 平面を確保（やむを得ない場合を除く。）		(水平距離) cm	適 否	
	(ニ) 車いす使用者が通過する際に支障とな る段を設けない。		(段の有無) 有・無	適 否	
	(ホ) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロ ック等を設置		(講じた措置)	適 否	
	ロ 通路				
	(イ) 有効幅員180cm以上（やむを得ない場合 は、通路の末端付近及び50mごとに車いす が転回することができる場所を設けた上 で、120cm以上とすることができる。）		(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) (ハ)の場合を除き、車いす使用者が通過 する際に支障となる段を設けない。		(段の有無) 有・無	適 否	
	(ハ) やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を 併設		(講じた措置)	適 否	
	(ニ) 縦断勾配4%以下（やむを得ない場合は 8%以下）		(縦断勾配) %	適 否	
	(ホ) 横断勾配は1%以下（やむを得ない場合 は2%以下）		(横断勾配) %	適 否	
	(ハ) 表面は滑りにくい仕上げ		(仕上げ材)	適 否	
	(ト) 歩車道がある場合は、別表第2第3の1 に定める構造				
	第3の1のイ 有効幅員は200cm以上(ト ンネル、橋りょう部を除く。)		(有効幅員) cm	適 否	
	第3の1のロ 歩道の車道等に対する高 さは5cmを標準		(歩道の高さ) cm	適 否	
	第3の1のハ 歩道と車道等の境界に縁 石等を設置		(講じた措置)	適 否	
	第3の1のニ 横断勾配は2%以下		(横断勾配) %	適 否	
	第3の1のホ 縦断勾配は5%以下（やむ を得ない場合は8%以下）		(縦断勾配) %	適 否	
	第3の1のヘ 交差点又は横断歩道で車 道等に接続する部分の歩道の縁端の段差 2cm以下		(段差処理)	適 否	
	第3の1のト への段差に接続する歩道 の部分は、車いす使用者が静止し、円滑に 転回できる構造（やむを得ない場合を除 く。）		(講じた措置)	適 否	
	第3の1のチ 表面の仕上げは、滑りにく い材料		(仕上げ材)	適 否	
	第3の1のリ すりつけ勾配は5%以下 （やむを得ない場合は8%以下）		(すりつけ勾配) %	適 否	

	第3の1のヌ 歩道内に設ける排水溝等に、つえ等が落ち込まない形状の溝蓋の設置	(講じた措置)	適 否	
	(チ) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を設置	(講じた措置)	適 否	
ハ	階段			
	(イ) 有効幅員は120cm以上	(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 両側に高さ80cm程度の手すりの設置(やむを得ない場合は除く。)	(両側手すり) 有 ・ 無	適 否	
	(ハ) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を設置	(点字) 有 ・ 無	適 否	
	(ニ) 回り段を設けない(やむを得ない場合は除く。)	(講じた措置)	適 否	
	(ホ) 別表第2第1の3のハからホまでに定める構造			
第1の3のハ	第1の3のハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適 否	
第1の3のロ	第1の3のロ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適 否	
第1の3のホ	第1の3のホ 段が識別しやすく、段鼻の突き出し等つまずきの原因となるものがない。	(講じた措置)	適 否	
ニ	傾斜路 階段を設ける場合は傾斜路を併設(傾斜路の設置が困難な場合はエレベーター、エスカレーター等に代えることができる。)	(講じた措置)	適 否	
ホ	傾斜路は次に定める構造(階段又は段に代わり、又は併設するものに限る。踊り場を含む。)			
	(イ) 有効幅員は120cm(段を併設する場合は、90cm)以上	(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 縦断勾配は8%以下	(縦断勾配) %	適 否	
	(ハ) 横断勾配は設けない	(横断勾配) 有 ・ 無	適 否	
	(ニ) 高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置	(高さ) (踏幅) cm cm	適 否	
	(ホ) 両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適 否	
	(ハ) 両側に高さ80cm程度の手すりを設置(やむを得ない場合は片側で可)	(両側手すり) 有 ・ 無	適 否	
	(ト) 表面の仕上げは滑りにくい材料	(仕上げ材)	適 否	
ヘ	転落のおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロック等転落防止設備を設置	(講じた措置)	適 否	
ト	2から7の特定公園施設のうち、それぞれ1以上及び主要な公園施設(修景・休養・遊戯・運動・教養・便益施設等のうち重要と認められるもの)に接続	(主要な公園施設) (接続する施設)	適 否	

2 屋根付広場 屋根付広場のうち1以上は、次に定める構造	イ 出入口				
		(イ) 有効幅員は120cm以上（やむを得ない場合は80cm以上）	(有効幅員) cm	適 否	
		(ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない	(段の有無) 有・無	適 否	
		ロ 車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保	(講じた措置)	適 否	
3 休憩所及び管理事務所 休憩所のうち1以上及び管理事務所は、次に定める構造	イ 出入口				
		(イ) 有効幅員は120cm以上（やむを得ない場合は80cm以上）	(有効幅員) cm	適 否	
		(ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない	(段の有無) 有・無	適 否	
		(ハ) 戸を設ける場合は次に定める構造			
		a 有効幅員は80cm以上	(有効幅員) cm	適 否	
		b 高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造	(講じた措置)	適 否	
		ロ カウンターを設ける場合は、1以上は車いす使用者の円滑な利用に適した構造（常時勤務する者が容易に対応できる構造である場合除く。）	(講じた措置)	適 否	
		ハ 車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保	(講じた措置)	適 否	
		ニ 便所を設ける場合、1以上は6のイからハまでに定める構造			
		6のイ 床の表面の仕上げは滑りにくい材料	(仕上げ材)	適 否	
		6のロ 別表第2第1の5の(1)から(4)までに定める構造			
		第1の5の(1) 車椅子使用者用便房 次に定める構造及び設備を有する便所（車椅子使用者用便房）を1以上（男女の区別があるときは各1以上）設置	(設置数) 男子用 女子用 男女共用	適 否	
		イー1 車いす使用者が利用できる十分な空間（直径150cm以上の円の内接・便器前方に120cm以上の距離）の確保	(内接円の直径) cm (便器の前方) cm	適 否	
		イー2 設備機器類を適切な位置・高さに配置 (設置設備) (イ) 腰掛け便座 (ロ) 手すり(L字型手すり・可動式手すり) (ハ) 洗浄装置 (ニ) 鏡 (ホ) 洗面器 (ヘ) 操作容易な水栓器具 (ト) 非常通報装置 (チ) 施錠装置 (リ) ペーパーホルダー	(設置設備)	適 否	
		ロー1 出入口の有効幅員80cm以上	(有効幅員) cm	適 否	
		ロー2 車いす使用者に支障となる段の禁止	(段の有無) 有・無	適 否	
		ハ 戸は自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過可能	(開閉方法)	適 否	
		ニ 出入口付近に車椅子使用者用便房の表示	(表示方法)	適 否	
		ホ 洗面器は車いす使用者が利用しやすい高さ・下部空間を確保	(高さ) cm (下部空間の寸法) cm	適 否	

		第1の5の(2) 一般便所 各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女の区別があるときは各1以上)設置(当該便所内に車椅子使用者用便房を設ける場合を除く。)	(設置数) 男子用 女子用	適否	
		第1の5の(3) 男子用小便器 男子用小便器は、両側手すり付きの床置き・壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設置	(設置数) (便器形式)	適否	
		第1の5の(4) 便所内の洗面器の構造			
		イ カウンター埋込み式又は手すりの設置(車椅子使用者用便房内のものを除く。)	(構造)	適否	
		ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置	(構造)	適否	
		6のハ 別表第2第1の5の(6)のイ及びロのオストメイト対応設備のある便房を1以上(男女の区別があるときは各1以上)設置			
		第1の5の(6)のイ 汚物流し(既存便所の改修を行う場合でやむを得ないときは簡易洗浄装置でも可)を設置	(設置設備)	適否	
4 野外劇場及び野外音楽堂	イ	第1の5の(6)のロ 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備の表示	(表示方法)	適否	
		出入口は2のイに定める構造			
		2のイの(イ) 有効幅員は120cm以上(やむを得ない場合は80cm以上)	(有効幅員) cm	適否	
		2のイの(ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。	(段の有無) 有・無	適否	
		ロ 通路 出入口と車いす使用者用観覧スペース及び便所との間の通路は、次に定める構造			
		(イ) 有効幅員は120cm以上(やむを得ない場合、通路の末端付近に車いすの転回に支障のない場所を設けた場合は80cm以上)	(有効幅員) cm	適否	
		(ロ) (ハ)の場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。	(段の有無) 有・無	適否	
		(ハ) やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設	(講じた措置)	適否	
		(ニ) 縦断勾配は5%以下(やむを得ない場合は8%以下)	(縦断勾配) %	適否	
		(ホ) 横断勾配は1%以下(やむを得ない場合は2%以下)	(横断勾配) %	適否	
		(ハ) 表面の仕上りは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
		(ト) 転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロック等転落を防止するための設備を設置	(講じた措置)	適否	
		ハ 車いす使用者用観覧スペース 収容定員が200以下の場合50分の1を乗じて得た数以上、200を超える場合100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設置	(収容定員) 人 (車いす観覧スペース設置数)	適否	

	二 車いす使用者用観覧スペースの構造					
	(イ)	幅は 90cm 以上、奥行きは 120cm 以上	(幅) (奥行き)	cm cm	適 否	
	(ロ)	車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けない	(段の有無) 有 ・ 無		適 否	
	ホ	車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵等の転落防止設備を設置	(講じた措置)		適 否	
	ヘ	便所を設ける場合、1 以上は 6 のイからハまでに定める構造				
	6 の イ ハ	6 のイ 床の表面の仕上げは滑りにくい材料	(仕上げ材)		適 否	
		6 のロ 別表第 2 第 1 の 5 の (1) から (4) までに定める構造				
	第 1 の 5 の (1) (4)	第 1 の 5 の (1) 車椅子使用者用便房 次に定める構造及び設備を有する便所 (車椅子使用者用便房) を 1 以上 (男女の 区別があるときは各 1 以上) 設置	(設置数) 男子用 女子用 男女共用		適 否	
		イー 1 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径 150cm 以上の円の内接・便器前方に 120cm 以上の距離)の確保	(内接円の直径) cm (便器の前方) cm		適 否	
		イー 2 設備機器類を適切な位置・高さに配置 (設置設備) (イ) 腰掛け便座 (ロ) 手すり(L 字型手すり・可動式手すり) (ハ) 洗浄装置 (ニ) 鏡 (ホ) 洗面器 (ヘ) 操作容易な水栓器具 (ト) 非常通報装置 (チ) 施錠装置 (リ) ペーパーホルダー	(設置設備)		適 否	
		ロー 1 出入口の有効幅員 80 cm 以上	(有効幅員) cm		適 否	
		ロー 2 車いす使用者に支障となる段の禁止	(段の有無) 有 ・ 無		適 否	
		ハ 戸は自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過可能	(開閉方法)		適 否	
		ニ 出入口付近に車椅子使用者用便房の表示	(表示方法)		適 否	
		ホ 洗面器は車いす使用者が利用しやすい高さ・下部空間を確保	(高さ) cm (下部空間の寸法) cm		適 否	
		第 1 の 5 の (2) 一般便所 各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を 1 以上 (男女の区別があるときは各 1 以上) 設置 (当該便所内に車椅子使用者用便房を設ける場合を除く。)	(設置数) 男子用 女子用		適 否	
		第 1 の 5 の (3) 男子用小便器 男子用小便器は、両側手すり付きの床置き・壁掛式小便器 (受け口の高さが 35cm 以下のものに限る。) その他これに類する小便器を 1 以上設置	(設置数) (便器形式)		適 否	
		第 1 の 5 の (4) 便所内の洗面器の構造				
		イ カウンター埋込み式又は手すりの設置 (車椅子使用者用便房内のものを除く。)	(構造)		適 否	
		ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置	(構造)		適 否	

	6のハ 別表第2第1の5の(6)のイ及びロのオストメイト対応設備のある便房を1以上（男女の区別があるときは各1以上）設置			
	第1の5の(6)イ 汚物流し（既存便所の改修を行う場合でやむを得ないときは簡易洗浄装置でも可）を設置	(設置設備)	適否	
	第1の5の(6)ロ 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備の表示	(表示方法)	適否	
5 駐車場	(1) 駐車場のうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合50分の1を乗じて得た数以上、200を超える場合100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車区画を設置（専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場を除く。）	(駐車場区画数) 台 (車いす使用者用駐車区画) 台	適否	
	(2) 車いす使用者用駐車区画は次に定める構造			
	区画数が30以上の駐車場 イ 駐車場へ通ずる園路及び広場に最も近い位置に設置	(講じた措置)	適否	
	ロ 区画の幅は350cm以上	(区画の幅) cm	適否	
	ハ 床面は、平坦で、水はけの良い仕上げ	(仕上げ材)	適否	
	ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示	(標示方法) (高さ) cm	適否	
	ホ 主な出入口付近に車いす使用者用駐車区画の位置を標示・誘導する立て看板を設置（道等から視認できる場合を除く。）	(標示方法) (高さ) cm	適否	
	区画数が30未満の駐車場 イ 当該駐車場へ通ずる園路及び広場に最も近い位置に設置	(講じた措置)	適否	
	ロ 区画の幅は350cm以上	(区画の幅) cm	適否	
	ハ 床面は、平坦で、水はけの良い仕上げ	(仕上げ材)	適否	
	ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示	(講じた措置)	適否	
6 便所	便所を設ける場合は次に定める構造			
	イ 床の表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ロ 別表第2第1の5の(1)から(4)までに定める構造			
	第1の5の(1) 車椅子使用者用便房 次に定める構造及び設備を有する便所（車椅子使用者用便房）を1以上（男女の区別があるときは各1以上）設置	(設置数) 男子用 女子用 男女共用	適否	
	イ-1 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径150cm以上の円の内接・便器前方に120cm以上の距離)の確保	(内接円の直径) cm 便器の前方 cm	適否	

	第1の5の(1)～(4)	イー2 設備機器類を適切な位置・高さに配置 (設置設備) (イ) 腰掛け便座 (ロ) 手すり(L字型手すり・可動式手すり) (ハ) 洗浄装置 (ニ) 鏡 (ホ) 洗面器 (ヘ) 操作容易な水栓器具 (ト) 非常通報装置 (チ) 施錠装置 (リ) ペーパーホルダー	(設置設備)	適否	
		ロー1 出入口の有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
		ロー2 車いす使用者に支障となる段の禁止	(段差処理)	適否	
		ハ 戸は自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過可能	(開閉方法)	適否	
		ニ 出入口付近に車椅子使用者用便房の表示	(表示方法)	適否	
		ホ 洗面器は車いす使用者が利用しやすい高さ・下部空間を確保	(高さ) cm (下部空間の寸法) cm	適否	
		第1の5の(2) 一般便所 各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女の区別があるときは各1以上)設置(当該便所内に車椅子使用者用便房を設ける場合を除く。)	(設置数) 男子用 女子用	適否	
		第1の5の(3) 男子用小便器 男子用小便器は、両側手すり付きの床置き・壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設置	(設置数) (便器形式)	適否	
		第1の5の(4) 便所内の洗面器の構造			
		イ カウンター埋込み式又は手すりの設置(車椅子使用者用便房内のものを除く。)	(構造)	適否	
		ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置	(構造)	適否	
		6のハ 別表第2第1の5の(6)のイ及びロのオストメイト対応設備のある便房を1以上(男女の区別があるときは各1以上)設置			
	第1の5の(6)	第1の5の(6)のイ 汚物流し(既存便所の改修を行う場合でやむを得ないときは簡易洗浄装置も可)を設置	(設置設備)	適否	
		第1の5の(6)のロ 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備の表示	(表示方法)	適否	
7 水飲場及び手洗場等	水飲場、手洗場、ベンチ、野外卓を設ける場合は、それぞれ高齢者、障がい者等の円滑に利用できる構造		(講じた措置)	適否	

8 掲示板及び標識	(1) 掲示板			
	イ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造	(講じた措置)	適否	
	ロ 掲示板に表示された内容が容易に識別できるものとする	(講じた措置)	適否	
	(2) 標識 1 から 7 の特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、1 以上は(1)のほか次に定める構造	(講じた措置)	適否	
	イ 位置は 1 の園路及び広場の出入口の付近	(講じた措置)	適否	
	ロ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、高齢者、障がい者等が見やすく理解しやすい。	(講じた措置)	適否	
	ハ 点字表記、文字等の浮き彫り、音による案内等で、視覚障がい者が円滑に利用できる構造（案内所、案内設備等により情報提供が行われる場合を除く。）	(講じた措置)	適否	
	ニ 車椅子利用者用便房のある便所、エレベーター等、車いす利用者用駐車区画の位置を表示	(講じた措置)	適否	
	ホ 必要に応じてローマ字・絵による表示	(講じた措置)	適否	

第3号様式（第9条関係）

特定施設新築等（変更）協議申請書

年 月 日

三 重 県 知 事 宛て

住 所
申 請 者 氏 名
〔 法人にあっては、主な事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号 ()

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第21条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添付して（変更）協議申請します。

施 設 の 名 称							
施 設 の 所 在 地							
施設の主要用途							
工 事 種 別		新築 ・ 新設 ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途の変更 ・ その他()					
施 設 の 概 要	建機 関 の 施 設 又 は 公 共 交 通	敷地 面積	m ²		申 請 棟 数	棟	
		施設の用途	新築等の部分	既存の部分	合 計	階 数	階
		合 計	(m ²)	(m ²)	(m ²)	地 上 地 下 構 造	階 階 造
	道 路 公 園 等 又 等 は	延長距離	m	全幅員	m		
工事予定期間		年 月 日 から 年 月 日 まで					
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名		()建築士		大臣・知事	登録 第	号	
				電話番号	()		
工 事 施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名		建設業登録		大臣・知事	登録 第	号	
				電話番号	()		
※ 受 付 欄							

備 考 変更協議の場合は、変更前及び変更後の整備内容を別紙に記入し添付してください。

担当者の連絡先
氏 名
事務所の名称
所 在 地
電 話 番 号

()

FAX番号

()

第1号様式を次のように改める。

第6号様式（第15条関係）

特 定 施 設 新 築 等 通 知 書

年 月 日

三 重 県 知 事 宛て

住 所
申 請 者 氏 名

〔 法人にあっては、主な事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

電話番号 ()

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第30条第1項ただし書の規定により、次のとおり関係書類を添えて通知します。

施 設 の 名 称							
施 設 の 所 在 地							
施 設 の 主 要 用 途							
工 事 種 別		新築 ・ 新設 ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途の変更 ・ その他()					
施 設 の 概 要	建築物又は公共交通機関の施設	敷地面積	㎡		申請棟数	棟	
		施設の用途	新築等の部分	既存の部分	合 計	階 数	階 階 地 上 地 下 構 造 造
		合 計	(㎡)	(㎡)	(㎡)		
道公路園又は	道路 延長距離 m 全幅員 m 公園等 面積 ㎡						
工 事 予 定 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで					
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名		()建築士 大臣・知事 登録 第 号 電話番号 ()					
工 事 施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名		建設業登録 大臣・知事 登録 第 号 電話番号 ()					
※ 受 付 欄							

担当者の連絡先
氏 名
事務所の名称
所 在 地
電 話 番 号

()

FAX番号

()

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に工事中の公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替については、第六条及び三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成十一年三重県条例第二号）第十七条に規定する整備基準は、この規則による改正後の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則（次項及び第四項において「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する公共的施設については、第八条の規定は、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている整備基準適合表等は、改正後の規則に基づいて提出された整備基準適合表等とみなす。
- 5 この規則の施行の日前に、改正前の規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
